

昭和五十二年二月一〇日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

東京都千代田区飯田橋4の4の8朝日ビル401号室 電話(03)26117079
振替 東京0158431 労金 東京労金本店No.50234

購読料 月額300円 6カ月前納制

△もくじ▽

有事立法はファシズムへの道 2

■活動家座談会②組合大会をふりかえって■

「春闘見直し」を提起した全電通大会 5

職場の声を反映した総評大会 9

■マルクス・レーニン主義とは何か②■

百万党「構想」と社会党 14

— 日本革命と社会党(三) —

■読書紹介■

「理論と実践」第二号、国鉄中央反合研が発行 17

「社会党」百万党構想」批判(号外)の紹介 18

編集部からのおねがい 18

■増刊号好評発売中■

社会党『中期経済政策(第一次試案)』批判の決定版!

定価 四〇〇円

旬刊 社会通信

NO.31 一九七八年九月一日

一九七八年九月一日発行
(毎月一日・二日・三日三回発行)

「有事立法」はファシズムへの道

大家がタバコ屋を兼業でやっている。その前を通りかかった二人連れの中年男のうち一人がゴールデン・バットを買求める。

ついでのように、

「裏の夫婦はうまくいっているかね」

「別にもめ事もないようだが、何か？」

「ふむ、誰か変わったものが出入しちゃうおらんかね？」

「はて、思い当らんが…あんたは誰かね。ウチの店子に何か用があるんだね?!」

「い、いや、別に…」

そそくさとその中年男は立去る。

見送った大家のひとりごと—

「いやな目つきの男だが…何者だろう？」

連続テレビ小説「おていちゃん」の一場面だ。ほんの数カットが偶然目に映っただけだから、会話の模様などを詳細に記憶しているわけではない。

だが、左翼演劇に情熱を注いでいるおていちゃんの停主—食卓の話題—二人連れの目つきが悪い中年者—この頃の世相…と働く連想は、この二人連れが当時の大日本帝国の思想警察、つまり悪名高い「特高警察」の刑事達であると推定させる。

当時、新劇の活動家にまで特高警察の目が光り、おていちゃんの新婚生活が脅やかされたことはおそらく事実には違いない。

舞台は昭和の初めごろ—

だが、視聴者のうちのかんりの部分は、これをフィクション（虚構）ととり、そんなことがあったかも知れない、いや、あったととる人でも、「遠い昔のこと」と軽く見ているように思えてならない。

果たしてあのようなことは「昔のこと」なのだろうか、今では夢にも考えられぬことなのだろうか。

こたえはいうまでもなく、右の懸念は今日なおアクチュアルであるということである。むろん、特高警察はなくなった。憲兵制度も消滅したし、内務省もはや存在しない。しかしこれらに代わる支配者の組織は明らかに存在し、機能している。

たとえば警備警察がある。自衛隊情報部隊があり、内閣調査室、公安調査室がある。

日本国憲法が思想・信条の自由を保障しているから、昔のように公然と、あるいは野蛮な方法でやれないだけのこと、内容はもっと卑劣かつ陰險な方法、狡猾な手段がとられていると見なければならぬ。

「有事立法」の研究が公然とおこなわれはじめるという。

「有事」の際の支配者の行動保障のための諸措置の立案、企画の前段には、いうまでもないが「平時」の情報蒐集が不可欠である。

その集積された情報をもとにしなければ「有事の際」の効率的・効果的な措置がとれないからだ。

したがって「有事立法」の研究開始ということは、とりも直さず「平時に蒐集されつつあった情報」の量が一定の水準に達したことを意味する。

「有事」をたんに「外敵の侵入」すなわち「軍事上の有事」とだけ考えるのはたいへんなお人よしという他はない。

「有事」とは、内外にかかわらず「資本主義体制の維持、存続にとって由々しき事態がおこったとき」という意味をもつことをしっかり捉えるべきである。

たとえば、窮乏化法則の貫徹のなかで、全国、全地域、全職場の矛盾が急激に集中・爆発し、政府・独占にたいする激しい抵抗闘争がおこったとき、これまた体制にとり「有事」となるのだ。

その際、別に、事実として「外敵」の存在がなくてもよいのだ。支配者が勝手にたとえば「間接侵略」と認定すれば、ただちに「有事」体制が作動することを「研究」は目ざしているのだ。つまり、物理的暴力装置が「超法規的行動」に入るということである。

外敵に備えると見せて、実は内部（反体制運動）に対処するしくみを強化しようとの目録見を彼らがもちはじめた（体制の危機がそれほど間近に迫ってきている）「事実」をわれわれはシカと捉えておかねばならない。

「有事の体制」とはかつての「非常事態」の体制、「戒厳令」下の体制とみて大きな誤りはない。

一〇年あまり前、西ドイツで「緊急事態法」なるものが国会を通過した。

緊急事態のもとでは「緊急事態政府」が連邦共和国憲法の規定に拘束されずに措置をとることができることとされている。議員等の権限の縮小、制限、団体の解散、集会の禁止、出版・言論の統制、所有権の制限、建造物等の破壊、移動等々、これらがすべて「緊急事態」なるがゆえに合法化されるのである。むろん、その判断は一にぎりの権力者の認定によると見るほかはない。

隣国「韓」国にファシズムが横行している。「勝共連合」という名の集団が、これを他国に輸出すべく活発に動いている。

韓国のファシズムは、疑いもなく「非常大権」を手にした独裁者により、共産主義の脅威を口実に際限なく拡大したのであった。

体制が傾くとき、支配者にとり、民主主義のシステムはひとつの桎梏となる。

これを暴力的に排除するための前段の備えが緊急事態法であり、有事立法であると理解しなければならぬのではないだろうか。

西ドイツにおいても、この緊急事態法の立法に先立ち、連邦警察の手で、文書の開封や電話の盗聴、活動家の尾行等さまざまな国民生活の自由侵害がおこなわれたという。

連合赤軍狩りに名を借りたアパート・マンションつぶし作戦、地財危機下の警察力増強、軽犯罪法や道交法等の拡張・拡大解釈による表現の自由抑圧、たたかう労働者への不法・不当な弾圧……。わが国でも、労働者階級を敵視してその結束を破壊するための陰謀はけっしてなくなっていない。

しかもこれらは、すべて公然、非公然に政府機関の手で進められているものと判断してさしつかえない。

政府機関ばかりではない。警備警察と企業の人事・労務担当者、自治体の商工労政部等々が連携をとりあって、たたかう労働者の動勢に目を光らせ、情報を交換しあっている。

右翼の労働組合役員やスパイも事実として利用されていることは間違いない。

「平時」の情報を「有事」に役立てるために大がかりな組織や機械システムが投入されているはずだ。選挙の当落予想にかんする警察情報の意外な正確さに驚いたことがある。違反摘発にたいする権力者の報復をおそれた「手心」の程度までを含めて、警察当局の行動が多くの情報を土台に組立てられていることは間違いない。そして、そういう手足を縦横に駆使しつつ、国家ほど多くの情報を求めているものはない。その情報は体制支持、反体制、いずれの側のものたるを問わないだろうが、とくに反体制の側のそれについては階級国家は細大洩らさぬものを欲するので。

昨年来、「開かれた党」とかで、何でもかんでも公開することがいいのだとの俗信、迷信がはびこりはじめた。

相手が「緊急事態にそなえる」との口実で、「有事立法」をおこなない、「非常大権」、つまり超憲法的権力を手にしようとの陰謀をたくましくしているときに、味方の弱点を含めすべてを公開しようというのだ。これは反体制運動の組織のものとは思えないバカげた考えである。精神的な武装解除であり、変革の意図の恥知らずな放棄ではないか。気狂いが刃物をもとうとするときに楯まで捨てるおろかさなのだ。

われわれは日本に、平和的手段で社会主義を実現することを目ざしている。だからといって、無警戒、無防備で棚ボタ式の「来福」を待つわけではない。

運動にたいする弾圧がいまかりにないとしても後々までないという保障はまったくなくない。刑事弾圧によらなくとも運動や活動家を抑圧する方法はそれこそ教限りなくある。

本気になって相手とたたかっているものには、またたかう気のないものには、こうした末端の情勢を正しくつかむことはできない。

平和的手段による変革を目ざせば目ざすほど、われわれは警戒心を高め、組織の実態を敵の目前にさらすことをさげねばならない。

相手に少しでもいいがかりやつける余地を与えないことが組織防衛上必要なのだ。

わたくしはこの点で、最近の社会党中執の一部の傾向に、党を資本や権力に売り渡す意図をさえ感ずるのである。

(志)

■活動家座談会②■

大きな声となった総評労働運動への危機感

—— 組合大会をふりかえって(二) ——

司会 これもたいへん注目されたのが全電通の大会です。たとえば公労協統一スト直後の「春闘転換」論、あるいは社会党の「選別支持」の具体化を決めるなど、総評労働運動、総評・社会党ブロックを解体させかねないようなことが大会で討議され、決定されたところでは伝えられています。私たちも全電通のこうした動きをできるだけくわしく正確に伝えてきたつもりですが、次に全電通の千葉さん、大会の特徴点をのべていただけますか。

「春闘見直し」を提起した全電通大会

「春闘見直し」論を提起

千葉 電通大会の報告をします。今年の大会の特徴の一つは、みなさんの方がよくご存じ(笑)だと思うのですが、「春闘見直し論」です。ようするに、これまでの内容の春闘ではもうやってゆけないというもので、これまでも『社会通信』でだされていますが、再度かんたんに要約しておきたいと思います。

一つは、春闘方式ということで「国民春闘路線」はそのままでいい、しかし春闘のたたかい方については「見直し」をすとのいい方で第一に三年に一度の賃上げ、第二にたたかい方の問題では、公労協ではなく賃金闘争は大産別共闘でたかうということが、国民春闘の再構築を名目にだされたわけです。(くわしくは『社会通信』、第二四、二五、二九号を参照)。

当初、議案のなかでそのへんをほかしていたのですが、討論のなかではっきりしてきました。

全電通の「合理化」への考え方

二つめは、合理化の関係なんです。今年の秋から第六次合理化計画にたいする要求というものが、本格的に討論がはじめられていくわけですが、その前提の考え方——今、全通や国労からだされた職場を確保するという考え方は、すでに三年前にうちだされていたわけですが——、それが今年はずっとはっきりとうちだされているのが特徴です。

考え方をかんたんにいいますと、こうです。今、仕事がなくなって、人があまる。だから配転するというのではない。なぜなら、われわれ自身の「労働の復権」という観点から

考えてみると、当然、われわれ自身が労働者として生きていくために仕事を確保しなきゃならんし、仕事を確保していくためには従来の労働条件についての発想を変えなくてはならない。すなわち、仕事を確保するための要求を出す以上、労働条件は場合によって切り下げられてもやむえないという論理なんです。そこに、全電通が社会党の『中期政策』を高く評価するゆえんもある。つまり、「自主管理論」なんです。したがって、組合から合理化を要求していくことになるし、これまで労働組合が進めてきたたかいたかの方式、たとえば労働条件の向上をかちとるためにたたかうのではなく、政策要求ということによって事実上職場を確保し、仕事を確保するということが労働条件の向上より最優先となるというものです。

もう一つは、要員の流動（全通、国労でいえば配転ですね）ということ。この考え方についていえば、組合として流動させていく、要求していくということです。さらにいいますと、要員の流動をしなくては職場にいらなくなりすよ。だから、今仕事がわからないとか——どの職場もそうだと思えますが、新しい技術がドンドン入ってくる、それで中高年層の仲間についてはゆけなくなるんですね、で、組合員といえども権利ばかり主張するのではなく、訓練はもっと積極的に行けるべきだ、もっと仕事をおぼえるべきだ、仕事のできない者はやめていってもらうしかないんだ、ここまでいうわけです。ようするに、個人がどれだけ努力するかによって決まるんだというところまできて、要員の流動化が主張されてきているわけです。

三つめは、「六五一」とわれわれはよんでいます——電通に運用、電話交換手をふくめて女子の組合員が六万五、一〇〇名いる、これは協約上、これを下回らない、つまり歯止めとして六万五、一〇〇名は女子が働けるようにするということです。ところが、第六次合理化計画を進めていくうえで、この協約が公社の「ガン」になっているわけです。

じっさい、電話運用の通数（個数）が自動化して減ってきている、そうしますと四〇／五〇歳の婦人労働者、あるいは頸腕罹病者、長期病欠者、つまり資本にとって剰余価値を生みださない労働者を多くかかえることになるわけです。したがって、これらをどこかほかにもっていかなければならぬことになる。ところが、線路部門だとか他にもっていいこうにも、そうしたところも合理化で仕事がなくなっている。もっていきようがないわけです。

そこで、「新しい仕事をつくる」ということで考えだされたのが、「総合案内サービス」です。その内容はいろいろあるんですが、利用者案内、調査業務、寝たきり老人、地図案内サービスといったものです。

じっさいに個数が減っているかといえば減っていない、ですから減っていないところにそういうものをもってくるという矛盾があるわけです。そのような方法で「新しい仕事」を掘りおこしてゆくと、ついていけないものはふるいおとしていく、こうなるわけです。としますと、さきの六万五、一〇〇名の枠がじゃまになる。だからとっばらうと三年前から

今日まで組合から「六万五、一〇〇名の枠にこだわらない」といいはじめた。そういう問題が今あります。

「選別支持」も決議

三点めは、いわゆる「選別支持」です。これについて今大会で決められたことを簡条書き的に指摘しておきますと、第一に労働社会問題研究センターが正式に確認されたこと、番二に、社会党の「選別支持」の方式を確立したこと、第三に—これは青年段階の問題ですが—NYP（新しい青年の力）、これは東京を中心に始められているのですが、これをもっと全国的なものにしていこうということが決められたわけです。

他にいくつかの組織問題があります。北海道で一〇名が処分された問題、それに福島です。後者は、反合理化闘争をめぐる指導の問題で大会で決議がなされました。さらに、大木、市川両氏に自決勧告がなされたことです。もう一つ、分会をなくすという問題もあります。これは議案にはだされませんでした。ところが、大会前の全国書記長会議のなかで提案されているのですね（くわしくは『社会通信』第二五号参照）。

以上が最近の全電通をめぐる動きです。

こうしたなかで、労働組合の民主化を求める人々が、代議員選挙で全面的にみずからの主張をうちだし、職場のなかで討論を組織したことが特徴です。その結果は今までないほどさまざまなもので、これらの人びとは四県支部で勝利しました。なかでも特徴的なのは秋田県支部では現役の書記長が代議員選挙でやぶれ、やめることになったそうです。こういうたたかいが組織されています。

組合民主主義はどこへ行った

つぎに大会のようを報告します。

全体的には、組合の民主化を求める人びとは発言を封じられ、発言できない状況があります。つまり、代議員団会議でつぶされてしまうわけです。この「統制」ぶりは、「自主管理」を唱えている組合にはおそろしく不似合いなもので、代議員団会議の意志統一にもとづかない発言は、大会後、権利停止、ようするに統制処分で執行権が剝奪されるわけです。昨年、北海道の釧路の代議員に適應されています。だから、なかなか発言しにくい状況があるわけです。

以上が大会場をつつむ雰囲気です。けれど「春闘見直し論」について、近畿の代議員から注目された意見がだされました。それは、「賃金闘争をたたかうのは労組の任務ではないか、本部の考え方をきいていると制度要求が主で賃金闘争はやらないというようになっている。そういうことでいいのか。今でさえ組合ばなれをおこしているのに、賃金闘争をやらなくなればもっと組合への結集は悪くなる、そんなことでいいのか。本部のいって

ることは、労働組合とはちがう」というもので、執権にくいさがあったそうです。

本部側の答弁は、「同じだ、本部は賃金闘争をやらないとはいっていない。やる、ただ物価の上昇分だけやるんだ」というもので、「これでは納得できない」ということになり、再度、基調の部分でもやったわけです。で、だれがみても本部と対立しているというかたちになりました。この問題では各地方の代議員からも意見がだされましたが、最終的には本部原案でおしきられる状況です。

もう一つ、近畿の代議員から興味ある発言がなされたんです。組合民主主義の問題についてです。いわゆる諮問機関、たとえば合理化討論集会とか書記書会議、委員長会議は指導部の安全弁になっているじゃないか、それじゃとてもじゃないが、これからやっていけないという意見です。

この意見の背景は次のようなことです。例の調査委員会の問題だと、職場の要求を組織していく問題等々について、関東と関西ではまったく違っていいほど形態がちがうんです。近畿は、一定の考え方をもったたたかいます。処分をだすときも大衆討議をやる。ところが関東はぜんぜんちがって大衆討議はやらない、いきなり処分です。そういう傾向にたいする批判です。もう一つは、関西では分会をおさえていないことです。社会党なのは支部以上という傾向です。ですから、関西では組合民主主義を彼ら流に保障しなければならぬことになるわけです。

第二は反合理化闘争についてです。全電通の合理化にたいする態度はさきにのべました。この考え方にまっこうから反対したのが香川の代議員です。

その意見は、仕事がなくなることに対して、新しい仕事を確保しなくても労働条件を向上させ、今まであった権利をとりかえすことが、職場活動をたかめることにもなるし、人減らしを少なくすることになるといいます。もちろん、これにたいする反論も山口などからだされましたが、本部の考えをそのままのべたものにすぎません。

あと社会党の「選別支持」については、字句上の表現でいくつか意見がだされた程度で、内容的にはほとんどかわっていません。積極的にこの考え方を社会党にもちこんでいく、また労働社会問題研究センターについてももっと広範にひろげるとの確認がなされています。

さらに「反協会・反社青」の問題は、昨年の大会（第三〇回全国大会）の「敵対関係」にもとづいて、協会、社青同退治をもっと強めにやらん。その材料として福島のたたかいはという、事実無根の誹謗・中傷がくわえられているのが特徴です。

昨年にくらべて発言は減少

大会全体の感想をのべますと、去年とくらべて発言が少なかったことです。これが第一です。

第二は役員選挙ですが、じつは役員がそろわなかった。やっとそろえたということですが、山岸書記長への不信認はとびぬけて多く、約三分の一が不信認票です。あとの中執もけっして少ない数ではなかったということです。

こうしたところに端的にあらわれているように、幹部諸公はなにをやっていいかわからないという状況じゃないでしょうか。さきの近畿の意見にたいしても、本部答弁はクルクルかわる有様ですからね。ですから、はっきりした将来の展望をもちえなくなっている。これを証明するのが『月刊労働問題』八月号での坂東論文です。ここには、「春闘見直し論」のホンネが語られている。つまり、「春闘見直し論」がでてきたのは、今までの全電通の賃金闘争の破綻なんです。どういうところにてているかといえば、一つは中高年層の賃金が横に寝てることなんです。賃金政策の矛盾が今あらわれたことですね。もう一つはポイント別賃金です。ですからそのシワ寄せをどこかにもっていかなきゃならないということで、「春闘見直し論」がだされていると思います。

あと国際関係では、国際自由労連に単独加盟したというのが、大会の大きな特徴です。

職場の声を反映した総評大会

司会 今、全通、国労、全電通のお三方から、それぞれの全国大会をつうじてその特徴を報告していただいたわけですが、そこで明らかになっているのは、上の方にもとまどいが増えてきているし、他方、どの組合でも職場からの反発がひじょうに強くなっている。こうした流れのなかで総評大会がおこなわれている。ですから、総評大会の場だけに各単産幹部の危機感があらわれたということではなく、下からつき上げられているというところが、たいへん重要なように思います。

今度の大会で「反独占」が強調された。これはたいへんいいことです。さらにはどしどしつきあげていく、そのことが必要ですね。

真鍋さん、総評大会を傍聴されていたわけですが、お三方の報告をきかれて、どのような感想をおもちですか？

現場の意見が反撃として渦をまく

真鍋 今おはなしをうかがっていて、下、現場、実態ですね。つまり、大衆のもっている現場の労働や生活の実態からする怒りや要求が、上にいくほどどうすめられ、とり上げられていないということが、どこでもいわれているわけですね。たとえば、「反独占・反自民」ということについていえば、総評の原案でも「中期的には反自民・反独占だ」と書かれてはいる。なぜかといえば、去年の運動方針、ひじょうにつよく例の「連合の時代」だ、を前面におしたてて、「連合の時代」なのだから労働四団体や各野党間をうまくやらせて制

度・政策要求の実現をはかろうと考えていたのが、新自民はもとより民社党や公明党にもうらぎられた、幻想をいだいたのが悪かったと、一年前の方針をみずから否定、反省したというのがあるんですね。一年でクルッとかわるんです。したがって、こんどは「中期的には反自民・反独占」という。しかし、みなさんがおっしゃっているように、政策・制度要求があるから「当面は反自民」というところでやっついこうというのが根強く残っているんですね。つまり、各組合の上層部に残っている弱さと相通するものがあるのです。いづれにしても、総評大会では現場の意見が反撃として渦をまいて、結果は、富塚事務局長自身が「中期的に」との言葉をとっばらい、基本的には「反独占・反自民」だ、ということは認めた。ただし、そうはいっても当面は「反自民」で多いにやるというところはあります。いづれにしろ、「中期的」でなく、路線的な意味で総評は「反独占・反自民」で階級闘争をたたかうんだということになった。この一事をみても、「下」と「上」というか、現場と中央とのちがいはいろいろあると思いますね。

具体的なところで視野をはっきりさせる

これは案外重要なことで、少しつっこんでいうと、春闘の時期に、まだ組合員にアンケートなどでの賃金要求を討論もさせていないとき、中央のえらい人たちが、経営者たちといっしょになってセミナーをひらくなかで、今年の春闘は〇%の妥済みみだと言っていますね。今年のばあい二月六日の「朝日」に、「組合幹部は八・一%だと言っている。他方経営者は七・二%と言っているが、その差は〇・九%、金額では千数百円のちがいだから、そう大きい春闘にならないだろう」と一面トップで報じられました。今年だけじゃない。去年も一昨年もそうなんです。国鉄中央反合研の機関誌『理論と実践』の第一号にそのこととがのべられています。こんどの総評大会では、四、五人の代議員から、「そういうことはやめるべきだ」と突っこまれているんですね。活動家のあいだではすでに二年前に批判されていたことが、今年、労働者階級の総司令部たる総評の大会で、具体的に発言されたことの意味はたいへん大きいと思いますね。基本的なところで視野をハッキリさせろということ。ひじょうにうれしいことです。

重要な権利闘争のたたかい

そういう意味で権利闘争ということを少し考えてみたいんです。権利闘争という言葉はあっても、みなさんがおっしゃったように、現場の実態は目茶苦茶だということですね。権利闘争をしっかりと現場からみつめていかなければだめだ、そうしなければほんとうの意味の政治闘争にもならんし、反独占闘争にもならんじゃないか。こんなに失業者が多いのだし、職場と地域からの権利闘争をもっとしっかりとやらなきゃいかん、という発言があちこちからでてくるんです。すなわち、職場闘争です。職場闘争をがっちり組織していかな

れば、そしてそれが科学的社会主義の思想（マルクス・レーニン主義）と結合されなければ、ほんとうの合理化闘争にならないとの意見が、今度の総評大会では県評の特別代議員を先頭に、かつてなく出された。

その一つの集約点としてだされた意見、これはたいへんおどろくべきことなのですが、一九五八年の総評大会で提起された『組織綱領草案』を再評価しろとか、勉強せにゃいかんという意見が何人もからだされたんですね。これはなにかといえ、やっぱり反独占闘争だ、「四連敗」を乗りこえるためには基本的な姿勢が必要なんだ、「上」も「下」もないぞ、敵はあなどれないぞ、みんな再検討してみろということがあって、二〇年前の『組織綱領草案』が想起されているんです。

ご存じのとおり、三年ぐらいの全電通のたたかひの経験のなかで、大木五郎氏が『階級的労働運動の構築』で、『組織綱領草案』全文を再録しています。これをみてもわかるように『草案』の再評価を提起されていたのは、社会主義協会、社青同のみなさんです。ようやくこれが、今年の総評大会で言及され、「反独占・反自民」の基本的かまえがフラフラするゆえんは路線がないからだ、だから『草案』を見直せとの意見となったわけで、協会、社青同の先取性をしめすものだと思いますね。

企業の枠の中のたたかひはだめ

もう一つは、失業者がたいへん多いということで地域闘争をもっとしっかりやるとの意見がだされたことです。このことの意味しているものはなにかといいますと、企業別組合の弱さのままの首切り反対闘争や反失業闘争ではいけないということです。つまり、企業別のわくをのりこえて地域で横の連携をとりながらしっかりやるということが、今年くらいでたことはありません。総評本部もそれに依拠していますね。そういう意味で制度・政策要求をちゃんとやろうという意見もでてくるわけです。独占資本の側がたいへんな危機感をもって階級的、集中的にしかも時間差攻撃の展開で、民間をやっつけて、これから労協だといっているわけでしょう。このように、独占資本の側は階級的に統一された意志できているのに、わが方は、「連合の時代だから反自民で多数派結集を」などとあまいいなことばかりいっている。その反省や批判として、企業別の枠の中のたたかひはだめだと今年ほどだされたことはないんですよ。

制度・政策要求もストライキで

同時に、秋の制度・政策要求闘争も、失業者のたたかひをふくめてストライキでもってたたかう、これが原案にある。ところが、ストライキをやることについて、わが国の労組のなかでもっともよくたたかっている全金の平沢書記長が、「ストライキを制度・政策要求でかまえるといっても、その前に前提があるぞ、しっかりとした職場からのたたかひをおこさなくちゃだめだ、いきなりストライキじゃ、とてもついていけないことが実際に起こる」、つまり平沢さんは、ストライキでたたかうことはもちろんだが、その前に

職場闘争、反合理化闘争をしっかりとたたかうことが重要だといっている。ところが、マスコミの報道をみますと、「全金は秋のストライキはできんといった」と伝えているのですね。これなんかはめちゃくちゃ報道の実例です。平沢さんは、「日常の組織づくりが前提としてなければ、いくらかけ声だけでストライキ、ストライキといっても本物にならん」、こういったわけですからね。こうしたところにも、われわれがマスコミをどうとらえるかとの問題の本質がうかがわれます。

この点、代議員の意見も本部側の答弁も一致していました。権利意識を高め、甘い判断を克服して労働運動の再構築をとおして、国民春闘の強化・発展をかちとろうというわけです。くり返しますが、本部側の提案を原則的に補強する意見が、こんなにたくさんでた大会はなかったと思います。

職場からのたたかいが反撃の土台

たとえば反失業闘争についてもそうです。「雇用闘争」ということで、こういっていますね。「解雇制限」で職場でクビ切り合理化とたたかう、これが一つです。もう一つは、「雇用の創出・拡大」をやる、産業別に統一闘争をやるといふことです。三つめは、失業者になってしまった労働者の生活をどうするか、つまり広範な地域闘争、反失業闘争が必要だ、と。じつにいいこと、たいへんすばらしいことをいっているんです。

この中味を考えてみますと、今までのもたれ合いの賃金闘争とか、四団体共闘先行でやっていたとか、あるいは大衆不在のまま、中央レベルだけで今年の春闘の相場はいくらになるとかいった幹部闘争をこんどこそいっさいやめにゃいかんということになると私は思います。

一つ象徴的に「これだ」と思ったのは、日教組からだされているんですね。こういうものです。「この七八春闘の最中において、桜田日経連会長は、職場を中心とする労資の関係を安定させることが重要である。このような発言をいたしております。それは日本の独占資本がみずからの体制を維持するためには、一つには警察、二つには裁判所、三つには官僚組織、そしてこれと並ぶ職場に安定帯をつくりたい、こういうことが日経連の桜田発言の真意であろうと思います。」この主張は、『社会通信』でもずっと伝えられています。が、したがって、日教組は、主任制手当てで政府・自民党は金を出すことで分断をもちだすつまり、頭をなでてくるという意味で、日教組は主任制反対のたたかいのなかで職場の労働運動の再強化をはかると強調しています。同時に地域のたたかいを重視しています。だから、日経連は職場を労資の安定帯にしなきゃいかんといっているのではないかと、訴えているんです。

そういう意味でいいますと、きょうここに国労、全通、全電通の活動家が集っておられますが、われわれに求められているものは同じです。階級的労働運動でなければ、現在の情勢のもとではおいつかないということです。ともすれば、えらい人たちは、いちばんまじめに階級闘争をたたかっている若い社青同の仲間や社会主義協会の人びとを「なまい

きだ」といいますが、今、ほんとうに必要なことは、社青同や反合理化研究会といった心の底から日本の労働運動の左翼化を願う人びと、願うだけじゃなく身をもって実践し努めている人びとが、階級的にもっと広い視野をもたなければだめだと訴えてきたのですが、その訴えてきたことに、今ようやくたどりついたといえますか、そこに目がいて、路線的に正しいマルクス・レーニン主義の方向に一步一步反撃の態勢が、国労、全通、全電通はもちろんのこと総評のなかにもできてきたといえると思いますね。

階級対立を暴露する要求でたたかえ

ですから、職場闘争一つをとってみても、これまでの延長ではなく——こういういい方があると思うんです。たとえば円高である、日本の労働者は働きすぎである、チップ・レーバーである等等。いっぽう労働省は、六月末までに全国都道府県に通達をだしている。たとえば三六条協定で問題になっている時間外協定、この時間外協定で一日当りを制限しているが、たとえば四時間をきめています。そうすると現実には一日一二時間です。ですから二交替でずつとやってゆき、人減らしが進む、失業者が増大するなかで労働時間が増大する結果になっている。したがって、これを見直して一ヶ月最大に〇〇時間に時間外協定をしたらどうかと提案しているんです。あるいは週休二日を実施すれば、計算上は一二〇数万の雇用拡大になる。したがって、週休二日制を推進すべきである、こういうこともいっているんですね。でもさすがに労働省の通達ですから、これをすべて労資間の話し合いでやるようにと、行政指導ということでちゃんと逃げている。国際的にもいろいろ批判があるなかで、労働省もここまではいわざるをえなくなっている。ですから、これを逆手にとるといふことを、われわれは考えなければなりません。つまり、こういうことです。現場実態では職業病が多い、有給休暇・生理休暇など諸権利がうんと剝奪されている。労働省までもがそういっているではないか、このことはわれわれ日本の労働組合幹部、活動家、大衆の一つの反省だと思っんです。われわれは職業病の摘発をやることは意外にやっている、だけど権利意識をみずからもって、たとえば今、年休のワクは二〇日間あります。しかし、これを突破することはいっていないんですね。このことがいわれないままで年休がとれない等々という悩みがある。ですから、職場闘争一つをとってみても十分、合法的な立場でいえますし、われわれがやり残した点がある、そのところをやっているかなきやならんと思いますね。職場闘争を前むきに自信をもって改善するということです。どこでもたたかいはおきています。ですから、そうしたたたかいに権利の主張をぶつける、そして職場からのたたかいをおこし、地域に訴え、ほんとうの意味の地域闘争をおこしながら政治的統一戦線をつくっていく、このことが重要ですね。

今、社会党は「中期政策」「一〇〇万党」の問題があり、ゆれている。だから、職場、地域から労働者がおこりだした、下部の、現場の実態と学んで反撃を開始せよいかん時期にきていることをふくめて、右寄りになろうとしている社会党をもっともって強化しなければいかんと思います。

(つづく)

■マルクス・レーニン主義とは何か ⑳■

百万党「構想」と社会党

—— 日本革命と社会党(三) ——

『組織綱領草案』のころ

松井 『日本革命と社会党』は長いんだろう。

鈴木 これを読んで社会党とはどういう党かを考えようということですね(笑)。

松井 同じことがいつまでもいわれなければならんというのも、社会党とは不思議な党だな(笑)。

鈴木 この論文は昭和三年でしょう。

山口 昭和三年の『社会主義』一月号ですね。

樹徳 私はひじょうに寒いときに読んだ記憶がある(笑)。あのとき、たしか特集だったと思いますね。

鈴木 たしかあとでパンフレットになったこともある？

樹徳 そうですね。

鈴木 この論文を読んで思いたすことは、総評を指導しきれない、総評を指導できない社会党にいつまでもなってしまう。総評が『組織綱領草案』をつくるかまえをみせたときですね。向坂逸郎氏や清水慎三氏の意見をきいたり、このときにはすでに作業をはじめていたんです。昭和三年に『組織綱領草案』ができたでしょう。あの頃の総評はわりとよかったです。社会党がだらしなかった。この論文ができたのはそうした背景のもとです。ですから、総評サイドでは、いちばんのさかりですよ。

飲むことで人の心はつかめない

松井 きょう、あなたのくれた太田君の本を読んだよ。(事実と)ちがっているところもあるけど、案外ちゃんと書いてるね(笑)。

鈴木 あの人のらしい判断しかないところがありますね。

松井 そうです。

鈴木 故意にウソをいうところはあんまりない。

松井 太田さんの本を読むと小島(恒久・現九大教授)、川口(武彦・元九大教授)氏のことをちっとも書いてない。

鈴木 それはウソですね。小島さんのことはぜんぜんできていませんものね。ただ、向坂(逸郎)氏のことは悪くいえない(笑)。

松井 そればかりはウソはいえないだろうな(笑)。

鈴木 あの本で太田さんがいっているのは、「おれもやった、向坂氏ばかりじゃない」と、これだけですよ。

司会 太田さんと三池労組のつながりは深かったのでしょうか。

鈴木 じっさいはあまりやっていませんよ。とはいえ、岩井(章・前総評事務局長)さんが「安保」担当、太田さんが「三池」担当で一九六〇年の「安保・三池闘争」はあのよ

うなたたかいいになったんでしょうがね。

松井 灰原（茂雄）、塚元（敦義）両氏はさすがに書かれているなア。

鈴木 そうですね。

松井 みなさんも読んでおくといい。疑問の点があれば、三池闘争をほんとうにたたかった灰原氏にきけばいいだろう。

鈴木 あの本には島崎、奥田両氏がなんども足を運んで『資本論』研究会をやったことになってますね。

司会 事実は行っていないんでしょう。

松井 灰原氏にきけばすぐにわかるだろう。奥田氏が行ってたんだろうか。

鈴木 きていたようですよ。だけど、三池闘争がはじまってからはきていないようです。これも灰原、塚元氏にきけばすぐわかることでしょうが。

本にも書いてありますが、肉や酒をもって宮川になんべんか行ったことは、奥田さんはあるようです。そういうことをきいたことがありますよ。

松井 若い人びとに申し上げますがね、飲むことは人と人との心をつなぐゆえんじゃ、けっしてありませんね。

これ以上さがれない総評

鈴木 これは、総評大会でくばられた資料です。総評弁護団三十数人があらためて大牟田市の労働組合を調査したもので、「あらためて三池労組がしっかりしている」ということを確認したとの内容です。

きのう、総評大会で富塚事務局長から提案説明があり、「四団体ばかりでなく、制度・政策闘争もストライキをぶつけないで実効はあがらない」、つまりたたかわなきゃいかんということを行っています。

総評の大会をみてみしても、もうこれ以上さがれないところがありますし、「反独占」、去年はいわなかったのですが、「反独占」をちゃんと言ってストライキを構えて要求をとっていますから、これは、社会党にたいしてもよい影響をもたらしますね。全電通のように、「右にならへ、右にならへ」といっているのところがいますからね。こうした情勢になると、どうしてもちがわざるをえないですよ。今日から論議がはじまっていますけれどね。明日の二つの分科会の論議（総評大会の模様については、第二九号で報告したが、大会四日目は①たたかう主体性強化に関する分科会と②国民春闘路線強化に関する分科会、に分かれておこなわれた・編集部）がヤマになると思います。みんな真剣に論議していますよ。

総評もこのへんでちゃんとせんといかんですからねエ。

松井 ちゃんとする芽がでたということだろうな。

山口 そうなると社会党をめぐる問題もハッキリしてきますね。

鈴木 さきほどもちょっとのべましたが、総評が、制度、政策要求でもストライキをうってたたかうといっただけでもちがいますからね。去年は「四団体がさきだ、そのためにはストライキをやらない」、こういう意味のことをいっていたわけですからね。

司会 「選別支持」の問題については、国労の村上委員長が批判したそうですね。名ざしこそしなかったようですが。

鈴木 ここまでできてようやく全電通の路線の本質がハッキリしてきたということでしょう

うね。

山口 「百万党」をめぐる、全国でいい意見がだされているようです。とくに、全電通の「選別支持」については、「社会党への介入だ」とハッキリ意見とさせていただきますね。

鈴木 あたりまえでしょう。ひどすぎるもの……。

あまり悪いと本質がでる

鈴木 この論文をちゃんと勉強すれば、日本社会党はどういう党かが十分すぎるほどわかりますよ。今、必要なことが全部いわれていますからね。

松井 向坂逸郎氏も案外いいこと書いてるな(笑)。今、読み上げたところをきいてもね。樹徳 百万党の基本構想を読むと、社会党員の拡大のことを保険の勧誘と同じように考

える。

司会 まさにそうですね。

山口 創価学会ですよ。

鈴木 あんまり悪すぎますからね。

松井 あんまり悪すぎることをやると本質がでるといことだ。

鈴木 おそらくこのままでは決まらんでしょう。党員が中心にあって党友、そして、社会主義者の党、これが社会党ですからね。自由と民主主義の党なら、自民党と同じになっちゃう。

山口 本質は科学的社会主義の思想を社会党から奪い去ろうということでしょう。独占資本にとっては、田さんが社会党から脱落したくらいでは安心できません。社会党全体を「現実的」な党にすることです。社会主義革命をいわない政党にすることでしょうから。

司会 ですから、国会代議員権問題のときは、日経連、自民党をふくめて注目していた。山口 国会議員への代議員権問題は、大会代議員構成が中心です。しかし、今度は末端の、もっとも重要な部分から社会党左派、社会主義協会の活力にみちた活動家を排除しようということが、そのねらいでしょうからね。

司会 ですから、代議員権問題よりもはるかに攻撃の規模は大きい。

だけど、共産党もそうですが、なぜもっとみんな自分の頭で日本の社会主義革命の条件を考えないのでしょうね。フランス社会党をモデルにしているかといえば、イタリア共産党からつまみぐいしたとしか思えない「知的ヘゲモニーの党」との表現、さらに西ドイツの社会民主党の「共同決定」が評価されているかと思えば、イギリス労働党の「機構・組織」をそのまま社会党にもちこもうということでしょう。しかも、こうした党はすべて社会民主主義の政党だ。福祉国家論でしょう。『道』は、「わが党は福祉国家論をとらない」(一九頁)とはっきりいっている。

重要な社会党左派の人びとの任務

鈴木 こういうとき、左派の人が前にでない、社会党ばかりでなく、社会党左派の人びとも、労働者の信頼を失いますよ。

樹徳 社会党を社会党でなくしようということだからね。

鈴木 総評大会で「反独占」を全面にかかげざるをえないわけですからね。情勢はいいですよ。

樹徳 報告者から報告があったように、総評は、そして各組合は社会党が社会主義革命の党だから、これを支持しているのでも、もしそうでなくなれば考え直さなくちゃならんことになる。

鈴木 国労を中心にした左派は、百万党問題をふくめておこってますよ。「社会党が右になると困る」との考えが、村上委員長が発言になったわけでしょうからね。全通も姿勢がよくなりはじめていますね。大会で代議員がほんとうにりっぱな発言をしたようですし、それをうけて、本部も現場から学ぶということになったようです。

樹徳 『共産党宣言』がいうように、階級意識の発展とか労働者階級が自分自身を認識する、自覚することなくして政党へ組織されるわけがないんですよ。

それをとにかく、保険の勧誘のように党員をふやそうというのだから、これはめっちゃ「組織」論だし、「社会党」論だ。

(つづく)

■ 読書紹介 ■

「理論と実践」第二号、国鉄中央反合研が発行

昨年八月の国労新潟大会以来、世間の脚光をあびた「民主的規制」の討論を深めていた国労の職場活動家たちの執筆する『理論と実践』第二号が発行された。

テーマは、どんなことになって職場をはいずりまわり、仲間を全力で反独占に組織してきた「闘いの中間的報告」三つと、七八春闘の総括にある。

職場での反合理化闘争を「土台」として組織することに躊躇する、世間の風潮に抗するがごとき、三つの特色ある『実践』からの反論であり、提起である。「職場に労働運動を」柱に階級的前進を努力する、国労らしさのただよう「理論と実践」第二号である。

序に向坂逸郎、灰原茂雄、中村誠各氏が檄を寄せ、資料に松永裕方氏の『労働者統制の理論について』等を編集しており、圧巻である。

なお、『反合理化研究会の総括』について集録する「理論と実践」創刊号も残部僅少とか、まだ読まれていない方には、一読を勧めるしだいである。

△内容▽

発刊にあたって、「職場」から反合闘争の再強化を

序章 国鉄労働者の歴史的任務と課題 第一章 春闘総括

第一章 前進する反独占の闘い 一七八春闘総括から学んだもの

一 『全会津住民会議』の闘い 第三章 資料編

二 『資本論』学習で闘う佐賀の仲間 一 労働者統制の理論について

三 質を高め戦列を拡大する国分寺の仲間 二 資本主義における失業の不可避性

△申し込み先▽

東京都北区赤羽台三十四一六 早田方

国鉄反合理化研究会宛

TEL(〇三)九〇七一四五八五

☆頒価一、〇〇〇円(〒一二〇円)当社にても斡旋いたします。

■号外・好評発売中■

社会党「百万党建設の基本構想」批判

定価 四〇〇円

百万党「構想」を考えるにあたって、もっとも肝心な点は、それが、第四二回大会に突然提起された『中期経済政策』、とりわけ、第四章「参考文書」とされていたはずの社会主義の構想の具体化に他ならない点です。さきに発行した増刊号「社会党『中期経済政策（第一次試案）』批判」とあわせてご利用ください。

▲内容▼

序 章 「百万人の党」等々力三四郎

第一章 『中期経済政策』と百万党『構想』

第二章 『構想』は社会党の民主化を意味している

第三章 集団入党は社会党に何をもたらすか（全電通の「支持委員会」の実際）

第四章 社会党「再生」は正しい党活動の総括から

第五章 『構想』と日本社会党

▲資料▼ 社会党の進むべき道（向坂逸郎）

▲お申し込み方法▼

ご希望の方は、代金をそえて当社までお申し込み下さい。なお、お申し込みの際には号外と明示してください。送金の方法は(1)郵便振替・東京〇一五八四三一、(2)労金・東京労金本店五〇二三四、(3)現金書留、お願いします。

▲おわびと訂正▼

これまでのお知らせで号外の定価を三〇〇円と記していましたが、定価は四〇〇円の誤りでした。ここにおわびして訂正させていただきます。なおすでにご送金の方は、ご送金額でかまいません。

◇編集部からのお知らせ◇

▼連日の活動に心から敬意を表します。さて、労金でお振り込みをくださる方には、ごめんでもかかわらず副報告書をお送りくださるようお願いいたします。

▼『社会通信』でわれわれは社会一般のことをとり上げたいと考えています。ところが、誌面の関係で社会党、総評運動を中心にあつかわざるをえません。独占資本、自民党の反動化、そしてわが国をめぐる世界の動きは、まことに早いものがあります。とりあげなければと思いつながら誌面に反映できないものが多々あります。そこで、読者のみなさんに『社会通信』をできるだけ拡大していただきたいのです。そして、政治、経済、社会、文化等内容を充実させていたいただきたいと思えます。ご意見、ご感想を寄せてくだされば幸いです。ご健康とご活躍を祈ります。